

令和5年5月8日

保護者の皆様

宍粟市立一宮北小学校長 田中 健三
宍粟市立一宮北中学校長 伊野 克実

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う新型コロナウイルス
感染症発症時の対応について（ご依頼）

若葉の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、お子様の新型コロナ感染予防にご尽力いただいておりますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、国及び県から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、宍粟市教育委員会より感染症発症時等の対応について依頼がありました。

つきましては、下記のとおり対応しますので、これまで同様ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

記

1 学校における出席停止措置等について

※裏面の、宍粟市から出ている「新型コロナウイルス感染症発症時時の対応について」に則り対応します。

【留意点】

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- (2) 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとします。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨とします。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握」につとめ、「適切な換気の確保」及び「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」を引き続き対策を講じていきます。（体温チェックはしません。体調等でご心配なことがあれば連絡ください。）
- (2) 学校教育活動においては、「マスクの着用を求めない」を基本とします。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の対策を一時的に講じます。

3 その他

- (1) 従来の健康観察（観察カードによる体温チェック）について、中学校は修学旅行（5月10日～12日）の関係上、5月15日（月）まで行います。ご了承ください。小学校は、本日5月8日（月）をもって終了します。
- (2) この件についてのお問い合わせは、一宮北小（教頭 田中）Tel 74-0004、一宮北中（教頭 上山）Tel 74-0019 までお願ひします。